

横浜市下水道条例新旧対照表(概要版)

改正前	改正後
<p>(除害施設の設置等)</p> <p>第6条 継続して次の各号のいずれかの水質の基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされている下水及び水洗便所から排除される汚水を除く。)を排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 温度 45度未満</p> <p>(5) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満</p> <p>(6)～(7) (省略)</p> <p>(8) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下 イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下</p> <p>(9)～(11) (省略)</p> <p>2 前項第1号、第6号、第7号、第10号及び第11号に掲げる水質の基準は、終末処理場を有する公共下水道に下水を排除する場合に限り適用する。</p> <p>(特定事業場から排除される下水の水質の基準)</p> <p>第8条の2 法第12条の2第3項の規定による特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>(4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下 イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下</p> <p>2 特定事業場から公共下水道に排除される下水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定による環境省令により、当該下水について前項各号に掲げる項目に関し当該各号に定める水質より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る前項に規定する水質の基準は、前項の規定にかかわらず、その排水基準とする。</p>	<p>(除害施設の設置等)</p> <p>第6条 継続して次の各号のいずれかの水質の基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされている下水及び水洗便所から排除される汚水を除く。)を排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 温度 45度未満</p> <p>(5) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満</p> <p>(6) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満</p> <p>(7)～(8) (省略)</p> <p>(9) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下 イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下</p> <p>(10) 窒素含有量 1リットルにつき120ミリグラム未満</p> <p>(11) 燐含有量 1リットルにつき16ミリグラム未満</p> <p>(12)～(14) (省略)</p> <p>2 特定事業場以外の工場又は事業場から排除される下水についての前項第5号に掲げる項目に係る水質に関し、当該工場又は事業場に特定施設が設置され、かつ、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定による環境省令(以下「環境省令」という。)により、又は同法第3条第3項の規定による条例により、同号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、前項の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該項目に係る水質の基準とする。</p> <p>3 第1項第1号、第5号、第7号、第8号、第10号、第11号、第13号及び第14号に掲げる水質の基準は、終末処理場を有する公共下水道に下水を排除する場合に限り適用する。ただし、同項第10号又は第11号に掲げる項目にあつては、環境省令により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道に排除される下水に係るものに限り適用する。</p> <p>(特定事業場から排除される下水の水質の基準)</p> <p>第8条の2 法第12条の2第3項の規定による特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準は、次のとおりとする。ただし、第6号又は第7号に掲げる項目にあつては、環境省令により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道に排除される下水に係るものに限り適用する。</p> <p>(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満</p> <p>(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満</p> <p>(3)～(4) (省略)</p> <p>(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下 イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下</p> <p>(6) 窒素含有量 1リットルにつき120ミリグラム未満</p> <p>(7) 燐含有量 1リットルにつき16ミリグラム未満</p> <p>2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。</p>

改正前	改正後
	<p>(1) 前項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、環境省令により、又は水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用される時。</p> <p>(2) 前項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、環境省令により当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用される時。</p> <p style="text-align: center;">附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に存する工場又は事業場（この条例の施行の際新設の工事中的ものを含む。）から排除される下水については、この条例による改正後の横浜市下水道条例（以下「新条例」という。）第6条第1項第5号、第10号及び第11号並びに同条第2項並びに第8条の2第1項第1号、第6号及び第7号並びに同条第2項（同項第1号に係る部分に限る。）の規定は、平成22年3月31日までは、適用しない。</p> <p>3 1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満の工場又は事業場に係る新条例第6条第1項第5号及び第8条の2第1項第1号の規定の適用については、この条例の施行の日から平成26年9月30日までの間に限り、これらの規定中「380ミリグラム」とあるのは、「760ミリグラム」とする。</p> <p>4 新条例第6条第1項第10号及び第11号並びに第8条の2第1項第6号及び第7号の規定の適用については、当分の間、新条例第6条第1項第10号及び第8条の2第1項第6号中「120ミリグラム」とあるのは「240ミリグラム」と、新条例第6条第1項第11号及び第8条の2第1項第7号中「16ミリグラム」とあるのは「32ミリグラム」とする。</p>

横浜市下水道条例施行規則新旧対照表(概要版)

改正前	改正後																						
<p>(水質の測定等) 第16条 法第12条の12に規定する水質の測定は、次の表の左欄に掲げる水質の項目に応じ、同表の右欄に掲げる回数とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">水質の項目</th> <th style="text-align: center;">測定回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>温度</td> <td>排水の期間中1日1回以上</td> </tr> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	水質の項目	測定回数	(省略)	(省略)	温度	排水の期間中1日1回以上	水素イオン濃度		<p>(水質の測定等) 第16条 法第12条の12に規定する水質の測定は、次の表の左欄に掲げる水質の項目に応じ、同表の右欄に掲げる回数とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">水質の項目</th> <th style="text-align: center;">測定回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>温度</td> <td>排水の期間中1日1回以上</td> </tr> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンモニア性窒素、 亜硝酸性窒素及び硝 酸性窒素含有量</td> <td>1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル未満の場合は、 3箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量</td> <td>1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上50立方 メートル未満の場合は、2箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上</td> </tr> <tr> <td>磷含有量</td> <td>1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上の場合は、 1箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">附則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に存する工場又は事業場（この規則の施行の際新設の工事中的ものを含む。）については、この規則による改正後の横浜市下水道条例施行規則第16条第1項（同規則第16条の2第1項第2号において準用する場合を含む。）の規定（アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、窒素含有量並びに磷含有量に係る規定に限る。）は、平成22年3月31日までは、適用しない。</p>	水質の項目	測定回数	(省略)	(省略)	温度	排水の期間中1日1回以上	水素イオン濃度		アンモニア性窒素、 亜硝酸性窒素及び硝 酸性窒素含有量	1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル未満の場合は、 3箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上	窒素含有量	1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上50立方 メートル未満の場合は、2箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上	磷含有量	1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上の場合は、 1箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上
水質の項目	測定回数																						
(省略)	(省略)																						
温度	排水の期間中1日1回以上																						
水素イオン濃度																							
水質の項目	測定回数																						
(省略)	(省略)																						
温度	排水の期間中1日1回以上																						
水素イオン濃度																							
アンモニア性窒素、 亜硝酸性窒素及び硝 酸性窒素含有量	1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル未満の場合は、 3箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上																						
窒素含有量	1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上50立方 メートル未満の場合は、2箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上																						
磷含有量	1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上の場合は、 1箇月を超えない排水の期間ごとに1回以上																						